

広島県教育委員会会議録

令和 4 年 8 月 8 日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和4年8月8日(月) 9:30開会

12:28閉会

1 出席者

教育長	平川理恵
委員	細川喜一郎
	中村一朗
	志々田まなみ
	近藤いずみ
	菅田雅夫

2 欠席委員 なし

3 出席職員

教育次長	濱本清孝
管理部長	小川元史
学びの変革推進部長	竹志幸洋
総括官(乳幼児教育)(兼)参与	重森栄理
教育センター所長(兼)個別最適な学び担当課長	杉原満治
理事	榊原恒雄
総務課長	杉本真一
秘書広報室長	糸崎誠二
教職員課長	松下大海
文化財課	白井比佐雄
学校経営戦略推進課長	沖本勝豊
義務教育指導課長	立田晃
高校教育指導課長	木村剛毅
特別支援教育課長	玉木昌裕
生涯学習課長	桑原智津子

教育委員会会議定例会日程

			頁
日程第1	会議録署名者について		1
日程第2	第3号議案	上下高等学校，東城高等学校及び湯来南高等学校の今後の在り方について	1
日程第3	報告・協議2	令和4年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について	3
日程第4	報告・協議5	広島県地方産業教育審議会「中間報告」に係る県民意見募集（パブリックコメント）の結果について	4
日程第5	第1号議案	令和4年度メイプル賞（第1回）の受賞者について	7
日程第6	第2号議案	広島県文化財保護審議会の補欠の委員の任命について	7
日程第7	第4号議案	広島県生涯学習審議会委員の任命について	7
日程第8	報告・協議3	令和5年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について	7
日程第9	報告・協議4	令和5年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について	7
日程第10	第5号議案	教職員人事について	7
日程第11	第6号議案	懲戒処分の指針の一部改正について	8

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。
今回の会議は、志々田委員についてはオンラインでの参加になります。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名を申し上げます。
会議録署名者として細川委員及び中村委員を御指名申し上げますので、御承諾のほどお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますので、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、表彰者の選考に関する案件であり、第2号議案及び第4号議案は、委員の選考に関する案件であり、第5号議案は、個別の人事に関する案件であり、第6号議案は、個別の人事案件に触れる可能性のある案件であり、報告・協議3及び報告・協議4は、成案となる前の内部検討について報告を受けるものですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はございませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の令和4年度メイプル賞第1回の受賞者について、第2号議案の広島県文化財保護審議会の補欠の委員の任命について、第4号議案の広島県生涯学習審議会委員の任命について、第5号議案の教職員人事について、第6号議案の懲戒処分の指針の一部改正について、報告・協議3の令和5年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、報告・協議4の令和5年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案、報告・協議3及び報告・協議4を公開しないで審議することといたします。

第3号議案 上下高等学校、東城高等学校及び湯来南高等学校の今後の在り方について

平川教育長： それでは、第3号議案、上下高等学校、東城高等学校及び湯来南高等学校の今後の在り方について、沖本学校経営戦略推進課長、説明をお願いいたします。

沖本学校経営戦略推進課長： それでは、第3号議案によりまして、上下高等学校、東城高等学校及び湯来南高等学校の今後の在り方について、御説明申し上げます。

この3校の今後の在り方につきましては、前回の会議におきまして対応方針（素案）を御説明させていただいたところでございます。

この度、対応方針（素案）に対する3校の学校活性化地域協議会の意見も踏まえ、対応方針（案）を整理いたしましたことから、御審議をお願いいたします。

資料の1ページから3ページにかけてでございますが、上下高等学校、東城高等学校、湯来南高等学校の今後の在り方について、それぞれお示しをしております。3校とも対応方針（案）につきましては、対応方針（素案）と同様としてございます。理由といたしましては、3校の協議会とも、学校の活性化や生徒数の確保に向けて、改めて強い思い・意思が示されたことなどから、新入学生徒数や全校生徒数の確保を期待し、対応方針（素案）のとおりとしたところでございます。

なお、各協議会の対応方針（素案）に対する主な意見の概要を、2にまとめてござい

ますので、後ほど御覧いただければと思います。

我々といたしましても、引き続き3校の更なる活性化や、新入学生徒数を含めた全校生徒数の確保に向けて、学校等のニーズも踏まえながら必要な支援を行ってまいりたいと考えてございます。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたら、お願いいたします。

細川委員： 御説明ありがとうございます。新聞等でも各高等学校及びその地域の声が載っておりましたので、状況については理解をしているつもりではございますが、学校活性化地域協議会の今からが大切であると思えますし、これからは私たちも注目し、色々とまた考えていかなければならないですし、県教委としても支援をしていかなければならないと思っております。今回も含めまして、この在り方に対する基準というものがまず示されていて、その基準はよしとしても、運用の仕方については今後、考えていかれるのか、もしくは変えていかれるのか、お分かりでしたら御説明いただければと思います。

沖本学校経営戦略推進課長： 在り方に対する基準ということでございますが、こちらにつきましては、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画」に記載をしておりますとおあり、基本はそのとおりの運用ということでございます。その運用の仕方を今後変えるといったことは、現時点で考えておりません。現行計画が来年度までとなっておりますから、その基準等につきましては改めて検討をし、次期計画の中でお示しをさせていただきたいと考えております。

細川委員： 80人を未満となったら、学校活性化地域協議会で色々と話し合いをしてということがございますけれども、2年連続して80人未満という状況の前にまず1年目があるわけです。2年目の春に突然、学校の在り方について協議をしなくてはいけないということがあって、地域の人でも分かってはいたのかもしれませんが、急に机上に上がるわけですから、ある意味少し慌てられているところもあると思えます。その辺りのところは、前回ある委員からも言われたとおり、80人という数もあるのですけど、例えば120人とか100人とかを満たさなくなった段階で色々とやはり真剣にやっつけていかなければならないこともあるでしょうし、また、地域の人の中にも学校がなくなれば地域の活性化がなくなるのだという御意見も多数あるのですけども、学校だけで地域の活性化を支えるというよりも、もっとトータル的に考えなくてはならないところもあるでしょうから、学校だけのことを取り上げるのではなくて、全体として地域の活性化を考えていくべきではないかなと思っております。

その辺りのところで、先ほど申し上げたのは、基準はよしとしても、それをどう運用していくのかというのは各地域によってもいろいろ事情が違いますし、今後の課題だと思っておりますので、しっかり練っていただけたらと思っております。

沖本学校経営戦略推進課長： 学校活性化地域協議会については、まずは1学年1学級規模校になった時点で、3年間学校の活性化・魅力化について、地域の方、地元自治体の教育委員会や地域振興を担当する課、地域の支所の方などに入っていたり様々な観点から御意見をいただきながら協議し、その上で更に2年連続して全校生徒が80人を切れれば、今後の学校の在り方を検討するというところで、少なくとも5年間は地域全体として取り組んでいるところでございますが、まだまだ住民の方にも唐突感があるという御意見もございますので、その辺りはしっかりと、学校活性化地域協議会の委員の皆様からも広く周知していただくような動きも考えていかなければいけないと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案どおり可決されました。

報告・協議 2 令和4年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について

平川教育長： 続きまして、報告・協議 2、令和4年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について、立田義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

立田義務教育指導課長： 資料1ページを御覧ください。令和4年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について、御報告をいたします。

本調査は1 調査実施期日にございますように、令和4年4月19日に2にございますように、小学校第6学年等の児童及び中学校第3学年等の生徒を対象に実施されてございます。

3 教科に関する調査の結果を御覧ください。今回出題された学習内容について、小学校は、全ての教科において平均正答率が全国を上回ってございました。中学校は、数学において全国を下回り、国語、理科において全国と同程度の結果でございました。

2 ページを御覧ください。各教科の結果の詳細につきましては、2 ページ以降に各教科における正答数の分布グラフや内容別の平均正答率、正答率上位2問、下位2問をお示ししておりますので御確認ください。

平均正答率が全国を下回った中学校の数学につきましては、設問ごとの正答率を見ますと、素因数分解や連立方程式、一次関数の変化の割合をはじめ、基礎的な知識の理解や計算力に課題が見られました。このことから、改めて、基礎・基本の徹底がなされているか見直す必要があると考えてございます。

6 ページをご覧ください。今回、正答率が全国平均よりも低かった中学校数学の中から、引き続き課題の見られた関数の問題について御説明いたします。この問題は、一次関数の関係を表している表アからエの中から、変化の割合が2となっているものを選ぶものでございます。全国平均が37.9%に対して、本県は33.3%と4.6ポイントの乖離がございました。この問題のポイントは、 x の増減が2となっている点です。正解はアとなります。変化の割合の理解ができている生徒であれば、 x が2増えるごとに y が4増えることに注目し、4割る2が2であることからアを変化の割合が2となっている表として選ぶことができます。

しかし、解答類型とその反応率を御覧いただくと、36.5%の生徒がイを選択しております。これは、 x の増減が2となっていることを考慮せず、 y の増減が2となっていることのみで変化の割合が2であると判断した生徒が多かったことが想定されます。

今後、こうした設問ごとの分析を進め、また、質問紙調査の詳細な分析を行ってまいります。その上で、先生方や市町教育委員会を対象に、授業改善の方向性に関する研究協議会を9月を目途にオンラインで全県対象で実施いたします。各学校が課題に応じた授業改善に取り組んでいけるよう支援してまいります。説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

志々田委員： 御説明ありがとうございました。学力の方、今お話しいただきましたけど、学習状況調査の方で何か特別な傾向だとか、これまでになかったような傾向があったら教えてください。

立田義務教育指導課長： 児童生徒質問紙の結果を見ますと、特に広島県の児童生徒において、全国平均の割合が高かった項目、共通して小学校、中学校三つございます。一つに困り事や不安があるときに、先生や学校にいる大人にいつでも相談できるという問い、又は総合的な学習の時間に関する問い、地域や社会をよくするために何をすべきかを考える、こういった辺りに全国平均よりも高い傾向が見られました。逆に、全国平均よりも肯定的回答の割合が低かった項目としては、例えば学校生活をよりよくするために話し合いによって解決方法を決めていくといった辺りは小学校・中学校ともに課題が見られました。また、今年度コロナに関する質問はございませんでしたので、新型コロナと学力の相関について分析はできませんが、学校行事が例年とは違った形で実施している学校が多く、この辺りの子供たちの心のケアという観点から、様々な配慮を学校と共に進めていく必要があると考えてございます。

中村委員： 中学校の方の結果が全国平均と比べて悪かった教科があるということで、先ほど御説明のように、具体的な要因等も御説明していただきたいと思うのですが、全国の各県の結果を見ると、やはり秋田、石川、福井といったようなところが好成績になっていますよね。こういった継続的に上位の結果になっている県から、学ぶべきところがあれば取り入れていくといったようなことを以前からされているのではないかとと思うのですが、

そういった点についてはいかがでしょうか。

立田義務教育指導課長： 今おっしゃっていただいたとおり、先進的な取組を進めている県とは継続的に連携をしながら、よいところを取り入れています。例えば中学校においては、中学校の先生方が学校の中に1人とか2人しかいないといった実態ございますので、その先生方が市町や学校を超えて実践交流ができるような研修を継続的に今進めているところでございます。これが一例でございます。

中村委員： かなり際立っていい結果を出している県がありますので、引き続き取り入れられるところは取り入れていただきたいと思えます。

菅田委員： 中村委員の質問に関連してですけれども、以前、広島県からも秋田とかに交流で出向されていましたよね。今でもそういう取組は続けておられるのでしょうか。

小川管理部長： 必要に応じて他県との交流人事というのは進めているところではあります。

立田義務教育指導課長： 実際に秋田に人事交流で行っていた職員と情報交換等もこれまでも継続的にしております。放課後の個別の補習であったり、日頃の授業改善と、当たり前のことをきちんと丁寧にやっていることを共有しながらやっているところです。

菅田委員： 是非今後、上位の県に行って、いろいろ実地経験して、それを本県に戻っていただいて横展するように継続していただければと思います。

細川委員： 御説明ありがとうございます。私が感じていることが正しいかどうか分からないですけれども、1ページに広島県と全国の平均正答率が数字で表されているのですが、全国、各都道府県、例えば児童生徒数とか色々な状況が違いますから、それを置いておいて平均正答率というのを出しているとしたら、気になるのは広島県と同じぐらいの都道府県と比べて、広島県が上回っているということになれば、しっかりやっていると判断をすと思うのですが、もしそういう数字をお持ちでしたら教えていただければと思います。

立田義務教育指導課長： 詳細な分析をしているところですが、例えば今おっしゃっていただいたような地勢的によく似ているところとの比較、分析というのは進めてまいりたいと考えてございます。

我々1点注視しているのは、設問ごとの正答率でございます。広島県の子供の弱みはここで、強みはここなのだとこのところを設問ごとに分析をして、全体の平均正答率よりもむしろ各分野、設問ごとの正答率を分析しながら、施策を進めてまいりたいと考えてございます。

細川委員： 課長がおっしゃったとおりでございますので、それに対しては理解をしているところでございます。

児童生徒数とか経済指標とかいろんなことで、例えば学習に対する取り組み方が県によって違うとしたら、その辺りのところもここに落ちてくるのだらうなと思うところがありまして、是非日本全国広いですから、状況はいろいろ違いますので、その辺りのところも今後の指導に生かしていただければと思います。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議5 広島県地方産業教育審議会「中間報告」に係る県民意見募集（パブリックコメント）

の結果について

平川教育長： 続きまして、報告・協議5、広島県地方産業教育審議会「中間報告」に係る県民意見募集（パブリックコメント）の結果について、木村高校教育指導課長、説明をお願いいたします。

木村高校教育指導課長： 広島県地方産業教育審議会において取りまとめた中間報告につきまして、県民の方々から広く意見を募集する、いわゆるパブリックコメントを実施いたしました。

資料1を御覧ください。6月1日から6月30日までの1か月間、意見を募集した結果、32人の方から御意見が寄せられました。寄せられました意見のうち、主な意見を資料1の概要版として取りまとめております。

中でも「4 目指す姿の実現に向けた産業教育に関する方策」に係る意見が多くござ

いまして、「(1) 教育課程の編成・実施」の項目について、イノベーションやデータ活用等のデジタルトランスフォーメーションの基礎を学ぶ学習プログラムの実践を行ってはどうかといった提言や、「(2) 教職員の資質・能力の向上」の項目について、本質的な問いを設定する力やファシリテートする力の育成についての手だてが必要である、短期間・長期間を問わず、専門高校の教職員を優先的に企業研修に参加させるべきであるという御意見、「(3) 教育環境の整備」の項目につきましては、学校と産業界をつなぐコーディネーターの配置を推進してほしいといった意見が寄せられております。

お寄せいただいた全ての御意見は、原文を一部要約あるいは分割した形で整理しまして、資料2にまとめておりますので、後ほど御覧ください。

今後、広島県地方産業教育審議会では、これらの寄せられた御意見を踏まえまして中間報告に見直し・検討を加え、答申として取りまとめていく予定としております。説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がございましたらお願いいたします。

中村委員： このパブリックコメントの結果を踏まえて、中間報告をつくり、中間報告もすぐ答申になっていくということでしょうか。

木村高校教育指導課長： 今寄せられた御意見を基に、第4回の審議会を開きまして、予定としましては9月をめどに答申をいただくという形を予定しております。

中村委員： この中間報告を拝見して、前回の協議でも申し上げたとおり、中身は非常によくできていると思います。このパブリックコメントの御意見を見てみますと、少し前回に申し上げたことと重なるのですが、パブコメの意見は、具体策がないという意見、それから、具体策についての意見というのも目についたように思います。ですから、産業教育であるということ踏まえて、具体的なカリキュラムであるとか探究課題とか、色々あると思うのですが、どこまで書くか難しいのかもしれないけれども、産業教育であるということ踏まえた具体的な中身がこの中に書いてある魅力の発信にもつながっていく。中学生にとってもやはり、実際にはどんな中身になるのかということところが魅力にもつながるところなのではないのかなと。現状分析してある今、世界の動きの中でどういう産業教育であって、それが商業、工業等の実際の課程の中でどう具体化されていくのかが見えるようになっている方がいいのかなと思ったところです。

それともう一つは、答申ができるということなのですが、その答申を基にどう具体策に展開していくのかという、これは教育委員会の中の話なのだろうと思うのですが、その答申を1回、学校に見せて、さあ、このとおりやいなさいということではないのだろうと思いますが、答申ができた後の計画というのは、どう考えられているのかを教えてください。

木村高校教育指導課長： 今後のところでございますが、御意見の中にもありましたように、例えば教育界と産業界をつなぐコーディネーターの配置、これを配置するにしてもどのような人をどのように配置するかということ、そして、コンテストの開催に期待するというのもございましたけれども、産業界と連携した上でのそのようなイベントの開催について、具体策をどのようにしていくか、来年度に向けた予算の要求に向けて検討していきたいと考えております。

中村委員： つまり答申を基に事務局の中で、更に具体的な計画を考えていくという理解でいいですか。

木村高校教育指導課長： いただいた答申は、非常に重みを持って受け止めるべきものと考えております。しっかりと学校の方へも説明するということに加えまして、私どもの方でも、これを基に今後の施策を十分検討していきたいと考えております。

特に中間報告にもありましたけれども、専門教育の魅力等の発信につきましてどう進めていくか、色々御意見もいただいておりますので、しっかりと検討していきたいと考えております。

中村委員： 全部学校に丸投げしてしまうと、なかなか具体化が難しいようにも思いますので、現場が忙しい中で、できてくる答申の中身が実現できるように持って行ってほしいと思います。よろしくお祈りいたします。

木村高校教育指導課長： おっしゃるとおりでございます。教育委員会の方でも学校をしっかりと支援できる、学校の魅力をしっかりと県民の方々にお届けできる、そういう施策について考えていきたいと考えております。

近藤委員： この内容自体に関するものではないのですが、この審議会の議論の内容とか議事録を読ませてもらって、すごく熱心に議論されていて、読んでいて、今後どう広島県

の産業構造が変わっていくのか、すごくわくわくさせるような内容だったと思っています。その内容を県民の皆さんに広く知ってもらって、やはりパブリックコメントは御意見をいただきたいと思うのですけれども、パブリックコメントの出し方、要は意見、アイデアを持っていそうな方にどうやって届けるのか、その辺り何か工夫されていることはありますか。

木村高校教育指導課長： パブリックコメントですけれども、今回のことにつきましては、そういう工夫は行っておりませんが、実際に意見していただいた方について、個人の特定はできないのですけれども、例えば現職の高等学校の職にあること、あるいは在籍生徒であることを自ら意見の中で名のられた上で意見くださったことも複数ありました。あるいは国の省庁において産業振興に関わった経験があることを述べられた上で意見を寄せられた方もいらっしゃるという現状でございます。

近藤委員： 今後もパブリックコメントを求める機会がたくさん出てくると思うのですけれども、なるべくアイデアを持っていそうな方のところに届くようなコメントの募集の仕方を検討いただけたらと思います。

菅田委員： パブリックコメントの調査結果の項目ですね、きれいにまとめられていて非常にいいなと思っています。

全部のコメントを載せられているわけではないのでしょうけれども、やはりパブリックコメントに応募される方、意識の高い方の意見なので非常に建設的なことが多いのですが、やはりそうではない人の意見も、近藤委員が言われたように、広く聞いていただきたい。商工会議所でも、ものづくり委員会とか、商業の委員会とかあるので、商工会議所等の委員会で意見を出していただきという形であれば、産業界からの要望は出てくるのかなと思いました。

それと、ここにも書かれている専門高校の教員でも実社会で経験がない方は企業研修に参加させるべきであるという、具体的にいい方策も出されていますし、非常にいいなと思ったのが、6ページの最新技術を学ぶのも大切だけれども、今までの技術がどのように発展しているのかということも、今AIと言われているのですけれども、AIにするためには実測データが必要なのですね。その実測データの取り方をやはり一番基礎として教え込まなければいけないというのがここに書かれていることだと思いますので、DX、AIと、目指すところはそうですけれども、そこを支える基礎を大切にしていくというのも入れていただければと感じています。

木村高校教育指導課長： まず広く意見を募るということでございました。今後同様のときには、これまで以上にこのパブリックコメントのことについて、商工会と産業界に働きかけていきたいと考えています。

また、御指摘いただきましたAI等を使用した最新の技術についても、学ぶためには、その理論を踏まえる必要があるということで、それも大事にしていきたいということも盛り込んでいきたいと考えております。

細川委員： 各委員からの御発言を聞いていても、私もそのとおりだと思うのですけれども、産業界と教育界の今までのいろいろな交流、やり取りとはまた違った新しい交流を審議会に求めていかなければならないのではないかなと思っています。やはり学校ですから、色々学問をするところですが、そこと産業界、経済界の現場の現実との方向性がここで問われてくるのではないかなという気がしております。現実、今は現役の高校生が企業研修をしたりとか、相互交流もしているところがありますけれども、菅田委員もおっしゃったところの部分になります。やはり生徒と共に教職員の方もそこに行っ一緒に企業の現場でいろいろと情報を得たり学習したりすることが、今後とも非常に重要になっていくのではないかなと。そこにまた魅力、例えばものづくりの魅力を見つかけたり、教員もその生徒の姿を見ながら、自分の指導の仕方とかいろいろなことを考えたりできるのではないかなと思うのですが、その辺りのところについてはいかがでしょうか。

木村高校教育指導課長： 御指摘のとおり、教員の方も、最新の機器を入れても、その使い方が分からなくて児童生徒への指導もできないということで、その機器の使い方等については各企業あるいは、そういう研修ができる機関へ派遣をしまして、使い方等、理屈も含めて学ぶような機会を設定しているところでございます。

産業界との交流につきまして、この答申を基に更に深めていきたいと考えております。

細川委員： 工業だけに限らず商業も農業も、専門家は多分野に渡りますので、商工会議所等もございませぬけれども、現場も最新の技術を使ってやっておりますので、是非ともそういうと

ころを生かしていただいてから、審議会の方でもいろいろ御検討いただければなと思います。

木村高校教育指導課長： 今、本当に変化の激しい時代で、先生も、生徒もその変化をしっかり感じなければいけないというところもございますので、企業での研修等など、答申を基に施策を考えていきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定いたしました事案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席のほど、よろしくお願いいたします。

(10 : 10)

【非公開案件】

第1号議案 令和4年度メイプル賞（第1回）の受賞者について

令和4年度メイプル賞（第1回）の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第2号議案 広島県文化財保護審議会の補欠の委員の任命について

広島県文化財保護審議会の補欠の委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第4号議案 広島県生涯学習審議会委員の任命について

広島県生涯学習審議会委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

報告・協議3 令和5年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

令和5年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について協議した。

報告・協議4 令和5年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について

令和5年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について協議した。

第5号議案—1 教職員人事について

小学校教諭のわいせつ行為に係る人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第5号議案—2 教職員人事について

中学校教諭のわいせつ行為に係る人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第5号議案—3 教職員人事について

県立学校教諭のわいせつ行為に係る人事措置（懲戒免職）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第5号議案—4 教職員人事について

教職員人事について、審議の結果、継続審議となった。

第5号議案—5 教職員人事について

中学校校長のセクシュアル・ハラスメントに係る人事措置（戒告）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

第6号議案 懲戒処分の指針の一部改正について

懲戒処分の指針の一部改正について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

(12 : 28)